プロジェクト　**収益認識**

項目　**本日の検討の概要**

本日の検討の概要

（日本基準の開発）

1. 第 311 回企業会計基準委員会(2015 年 5 月 15 日開催)における審議結果に基づき、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を踏まえた我が国における収益認識基準の開発に向けた検討については、当面、以下の手順で議論を行っていくこととしている。

   (1) IFRS 第 15 号の概要の把握
   (2) IFRS 第 15 号の会計処理に関する適用上の論点の抽出
   (3) 適用上の論点の把握のための文書の公表

2. これまで前項(1)及び(2)に関して、IFRS 第 15 号の概要及び生じる可能性がある主な論点について、審議を行っている。

   また、想定される適用上の論点についてさらに理解を深める目的で、日本公認会計士協会に事例に基づいた IFRS 第 15 号の適用上の論点について、収益認識専門委員会において、ご報告頂き審議を行った。

3. 11 月 4 日開催の第 60 回収益認識専門委員会より、第 1 項の「(3)適用上の論点の把握のための文書の公表」について、以下の文案の検討を開始している。

   (1) 収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集（日本基準若しくは我が国における実務との簡略的な比較を含む ）（審議事項(7)-2）

   (2) IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題（IFRS 第 15 号の概要を含む。）（審議事項(7)-3）

4. 第 60 回専門委員会及び第 323 回親委員会においては、前項(1)の文案についてご審議いただき、また、前項(2)の文案の構成についてご意見を伺った。当該専門委員会及び親委員会で聞かれた意見については審議事項(7)-4 に記載している。

5. 第 3 項(1)の文案については、(2)の文案をすべて提示する段階で、全体感をもって修正するため、今回は、限定的な修正にとどめ、いただいたご意見は、コメント吹き出しとして付記している。

6. また、第 3 項(2)の文案について、目次の記載にあるように 18 個の論点を識別して

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

いるが、第 61 回専門委員会においては以下の論点に関する記載について審議を行っており、本日は当該専門委員会の検討状況についてご審議いただきたい。

【論点1】契約の変更

【論点2】約束した財又はサービスが別個のものか否かの判断

【論点3】関連するガイダンス：本人か代理人かの検討

【論点4】関連するガイダンス：追加的な財・サービスに対する顧客のオプション

【論点5】関連するガイダンス：知的財産ライセンスの供与

【論点6】第三者のために回収される金額

【論点7】変動対価

【論点8】顧客に支払われる対価

【論点9】関連するガイダンス：返品権付き販売

【論点10】独立販売価格に基づく配分

【論点13】一時点で充足される履行義務

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。